

入札に関する質問、回答

工事名：鞍手浄水場 中央監視設備更新工事

掲載日	質問内容	回答
2026/6/4	<p>共通仕様書では、監理技術者等の専任期間は「現場施工に着手する日及びその期間」とされ、あわせて次の期間は「工事現場への専任を要しない」と記載されています。</p> <p>(ア) 契約後～現場施工着手まで (イ) 全面一時中止期間 (ウ) 工場製作のみの期間 (エ) 工事完了後、検査（手直し含む）終了後の事務手続・後片付けのみの期間</p> <p>非専任期間の確認 当該工事において、上記（ア）～（エ）に該当する期間は、監理技術者等は「非専任（工事現場への専任不要）」でよいとの理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりで相違ありません。</p>
2026/6/4	<p>想定期間の確認 貴局の想定する工程に基づき、監理技術者等の専任が必要となる期間（現場施工着手～現場施工完了）の目安を年月レベルでご教示ください。</p>	<p>令和9年8月頃～令和10年3月頃を想定しています。</p>